

第2章 道が講ずべき措置

(公共事業等に係る措置)

第7条 道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

1 趣旨

本条は、道が発注する建設工事その他の道の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団関係事業者を道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるとともに、公共事業等に係る契約の相手方に対しても下請契約を含む関連契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを規定したものである。

2 解説

- (1) 道では、現在、道が発注する建設工事については、暴力団の大きな資金源となりかねないことから、暴力団関係業者の排除に関する合意書に基づき入札からの暴力団の排除が行われているところであるが、本来、建設工事に限らず、すべての道の事務又は事業について、暴力団を利することは許されない。そこで、道の公共事業等から暴力団を排除するため、道が必要な措置を講ずることとしたものである。
- (2) 第1項の「その発注する建設工事その他の道の事務又は事業」とは、例示する道が発注する建設工事を含め、道が実施する事務又は事業のすべてをいう。
- (3) 「暴力団を利すること」とは、第6条第1項の解説のとおりである。
- (4) 「暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」とは、個人若しくは法人の役員が暴力団員である事業者、又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者をいう。
具体的には、
 - 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員の妻や内妻等の暴力団員と生計を共にしている者が取締役を務めているが、実質的には暴力団員が企業の経営権を有し資金を運用している事業者などをいう。
- (5) 「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」とは、
 - 個人又は法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用するなどしているときにおける当該業者
 - 個人又は法人の役員等が、暴力団に対して資金を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該業者

○ 個人又は法人の役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該業者

をいう。

- (6) 「道が実施する入札に参加させない等の必要な措置」とは、本条第1項に例示として規定している入札に参加させないための指名停止措置のほか、公共事業等の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者でないことの確認、契約後に暴力団員又は暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定など、公共事業等により暴力団を利することを防止するために行う措置をいう。

排除の対象となる公共事業等については、排除の根拠となる条例、規則、要綱等を個別に整備し排除の基準を明確にする必要がある。

一方、公共事業等の中には、制度の趣旨にかんがみれば、その相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、道（知事）が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられる。

このような場合においては、

- 法律等により、地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団の排除に関し、道が裁量権を有するか否か）。
- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか。
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか。
- 前記事情から判断して、条例等による、法律の上乗せ的な規制が必要（可能）か。

○ 暴力団の排除の実効性はあるか。

などを勘案した上で、それぞれの公共事業等ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなる。

- (7) 第2項の「建設業法第2条第4項に規定する下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- (8) 「その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約」とは、本条第2項に例示として規定している建設工事に係る下請契約のほか、下請契約を請け負った者が更に下請契約を行う二次下請以降の全ての下請契約、下請契約に関連する資材その他の物品の納入又は役務の提供、建設工事以外の公共事業等に関連する請負、委任又は委託の契約をいう。
- (9) 「暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める」とは、道が契約する相手方に対し、下請契約、委託契約等当該契約に関するすべての契約について、暴力団関係業者と契約を行わないように求めたり、契約後に相手方が暴力団関係事業者と判明した場合の契約解除権の設定を求めることなどをいう。

【現在道が行っている暴力団の排除】

- 北海道発注工事からの暴力団排除
- 北海道有財産入札からの暴力団排除

- 公益認定法人の認定等からの暴力団排除
- 道営住宅からの暴力団排除
- 産業廃棄物処理業からの暴力団排除
- 貸金業からの暴力団排除
- 特定非営利活動法人（NPO法人）からの暴力団排除
- 使用済み自動車の解体業・粉砕業からの暴力団排除
- 公共サービス事業からの暴力団排除
- 生活保護行政からの暴力団排除
- 競馬実施事務の民間委託業からの暴力団排除